



ご存知ですか？

働くお母さん、お父さん…

ファミリーサポートセンター 利用料金補助制度



労福協「子育て支援ネットワーク」では、石川県内のファミリーサポートセンターを利用している、働くお父さん・お母さんを対象に利用料金の一部を補助しています！

こんな時に！



- 病院には連れて行ったけど、仕事が休めない。
- 残業で、子どもを迎えにいけない。など…

石川県内のファミリーサポートセンターにお子さまを預けることができます！



補助制度とは

利用料金の半額を補助する仕組みです！

ご利用には、事前にファミリーサポートセンターへの登録が必要です。詳しくは裏面をご覧ください▶

補助対象

石川県内のファミリーサポートセンターに依頼会員※として登録されている、ろうふくきょう・子育てネットの会員の方。

※おねがい会員・援助依頼会員・利用会員等、各市町により名称は異なります。

補助内容

共働き世帯

病(後)児預かりの利用料金の**半額を補助**※

働くひとり親世帯

預かり全般の利用料金の**半額を補助**※

※補助金には限度額があります。

ろうふくきょう・子育てネット入会申込み方法

STEP 1

まずは、お住まいのファミリーサポートセンターへの**登録が必要です**。

※登録方法等は最寄りのファミリーサポートセンターまでお問い合わせください。



STEP 2

ろうふくきょう・子育てネットのホームページから各種申請書(入会申込書)をダウンロードしてください。

ろうふくきょう 子育て

<https://ishikawa-rofukukyo.jp/kosodate/>

STEP 3

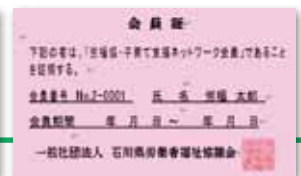
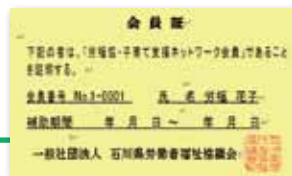
入会申込書に必要事項を記入・押印のうえ、付属書類と一緒に下記**労福協・子育て支援ネットワーク**まで送付してください。

STEP 4

会員登録後、**会員証**を 会員証見本▶
会員様のご住所にお送りします。

働くひとり親世帯用

共働き世帯用



入会申込みの際のご注意

- 働くひとり親世帯の入会申込には、住民票(世帯全員が記載された発行日より3ヶ月以内のもの・コピー可)または、児童扶養手当書のコピーが必要となります。
- パート・派遣・正社員等、働き方は問いませんが、その従事の仕方によりお断りする場合があります。
- 会員がファミリーサポートセンターを利用した際の利用料金(交通費・食費・キャンセル料等は除く)が補助の対象となります。
- 各市町においてファミサポ利用の補助制度がある場合、補助対象の額が異なる場合があります。
- 入会申込には、北陸ろうきんの普通預金口座が必要となります。

一般社団法人 石川県労働者福祉協議会

労福協 子育て支援ネットワーク ☎076-264-4699

〒920-0024 金沢市西念3丁目3番5号(フレンドパーク石川・3階)

平日/AM10:00~PM4:00(土・日・祝休み)